

島根地方最低賃金審議会
島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
最低賃金専門部会 第3回会議 議事録

- 1 日 時 令和6年9月27日（金）午前9時55分～午前10時55分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席2名 定数3名
- 4 主要議題 ○金額審議

【部会長】 ただいまから島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会第3回会議を開会します。

できれば本日の結審に向けまして、よろしく申し上げます。

まず、事務局は本日の配付資料の確認をして下さい。

【指導官】 おはようございます。本日は会議次第を1枚お配りしております。以上です。

【部会長】 事務局から、委員の出席状況と会議の公開状況を報告して下さい。

【指導官】 それでは報告します。本日は使用者側多野委員から欠席の連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本日の会議は、定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに9月20日から9月25日まで掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せてご報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。

9月19日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、会議次第2の金額審議に入ります。

前回9月25日の第2回会議においては、労働者側委員から、島根の鉄鋼産業や鋳物産業は数値的にも古くから全国のトップクラスの地位にあり、県としてプライドのある業種であるにもかかわらず、最近の若者からは鉄鋼業の長時間労働による拘束も含めた職場環境というものが、他業種に比べ悪いイメージであることや、工場施設の設備等の面で敬遠される傾向が強く、今後見放される危機感もあり、なんとか最賃の引上げにより、かつての魅力を取り戻したいという思いがあるということ。

また、最賃近傍の労働者の分布によれば、現在の鉄鋼の最賃額の水準に鉄鋼業に従事する労働者がほとんど存在しておらず、現状の最賃額は実効性が薄いと思われること等から、引上げ額68円が提示されました。

一方、使用者側委員からは、特定最低賃金の業種の中での鉄鋼業はプライスリーダーであると認識していること。島根県の鉄鋼業の事業場数は少なく未満労働者も少ないこと。鉄鋼業界は世界的な再編もあり、今後、設備投資が最優先であるが人手不足への対応、原材料費の高騰や価格転嫁への対応等多くの問題を抱えている。

しかしながら、賃金は大きなファクターであって、賃金が上がれば雇用が増えるということも理解していること等から、引上げ額29円が提示されました。

その後、協議を行い、前回のところでは、歩み寄りとして労側は66円、使用者側は50円の再提示がなされて、次回継続審議となりました。

労使それぞれご検討いただいた上で部会に臨んでおられると思いますので、

引き続き労使双方からご意見をいただき、できれば本日の結審に向けて金額審議を深めたいと思います。よろしくお願いします。

まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けまして何かご発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【景山委員】 我々としたしましては、先ほど部会長がおっしゃったように、いたずらに審議を引き延ばすということではなく、本日決定をさせていただきたいというふうに思いますが、何分にも使用者側のご理解がなければ進まない審議だと思っています。

今朝ほど、私が勤めているビルの方で、ビルメンテナンス清掃されている女性とお話をしたのですが、最低賃金で働いているという方でして、「景山さん。今年の最賃は58円上がったのですね。」という話で、1日働くと500円くらい上がるという感覚の方で、「1食分が浮きます。」ということで、非常に喜んでおられたというふうなことがございました。私も審議に関わった一人として、非常にセーフティーネットという観点ではうれしかったと思います。

さて、鉄鋼最低賃金、我々、66円前回主張をさせていただきました。この66円の影響率で見ますと4.62パーセントということで、金額的には34円から変わらない影響率となっております、元々の表からすると16名に影響するということでもあります。

我々、今日決めたいと思っていますので、この場面では、62円の提示をさせていただいて審議に入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【部会長】 使用者側からありますでしょうか。

【森協委員】 金額の提示は62円をいただいたのですが、その前に、第4表の③で我々29円の提示をしています。

それから、いたずらに引き延ばす気は全くなくて、6条5項を使いたいと思っていますので、できるだけ全会一致で、白丸で行きたいというふうに思っています。

あとは、公労・公使で審議をしたいのです。

【部会長】 その他はよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 では、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

それでは、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

【部会長】 それでは、会議を再開します。

審議も尽くされたようですので、専門部会としての結論を出したいと思います。

58円引上げということで、労側、使側ともご異議ありませんでしょうか。

(「はい。結構です。」)

【部会長】 公益の委員の皆様もよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 発効日については、法定どおりということで、よろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 それでは、合意に達しましたので、本専門部会として、全会一致で58円引上げという結論で決議されました。

結審しましたので、その結果を本審議会に報告するために「専門部会報告書」を作成します。

また、第438回本審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが議決されていますので、「専門部会の決議をもって本審議会の決議とする」こととなります。

よって、結審した内容で答申しますので、併せて、答申文を作成します。事務局は、専門部会報告書（案）及び答申文（案）を作成して下さい。

（専門部会報告書（案）及び答申文（案）を作成）

【部会長】 事務局から、専門部会報告書（案）及び答申文（案）を配付して下さい。

（専門部会報告書（案）及び答申文（案）を配布）

【部会長】 それぞれの案についてご質問ございますか。

（「ありません。」）

【部会長】 それでは、最初に専門部会報告書（案）について決議します。専門部会報告書（案）にご異議はありませんでしょうか。

（「はい。」）

【部会長】 ご異議がないようですので、専門部会報告書については案のとおり、全会一致で決議されました。それでは、専門部会報告書の「案」の文字を消して下さい。

【部会長】 続いて、答申文（案）について決議します。答申文（案）にご異議はありませんでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 ご異議がないようですので、答申文については、案のとおり全会一致で決議されました。答申文の「案」の文字を消して下さい。

それでは、答申します。

(部会長から基準部長に答申文を手交)

【基準部長】 労働基準部長の松井でございます。本日は岩見労働局長に代わりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま部会長から、専門部会で慎重に金額審議を重ねていただいた結果、全会一致での結論ということで答申をいただいたところでございます。58円の改正ということでございます。

今年度につきましても、物価高であるとか、色々と厳しい状況がある中、真摯にご審議いただきまして誠に申し上げます。

今回につきましても、それぞれの立場でご議論いただいたところですが、労使協調して島根県の将来を考えて、この島根県にふさわしい額で答申をいただいたと思っております。そのご努力に深く感謝申し上げます。

また、労使の間に入りまして、ご調整をいただきました公益委員の皆様方におかれましても、厚く申し上げます。

本日は全会一致でのご答申をいただき、誠にありがとうございました。

【部会長】 それでは、会議次第3、その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

(「ないです。」)

【部会長】 事務局から何かありますか。

【室長】 ただ今、答申をいただきましたので、今後の事務手続きについて説明させていただきます。

先ほど、答申をいただきました島根地方最低賃金審議会の意見を、本日公示します。

審議会の意見について、関係労使からの異議の申出を、文書で10月15日火曜日までに提出していただくよう求めることとなります。

異議の申出がありましたら本審を開催して、ご審議していただく手続きをとります。また、異議の申出がない場合は、官報公示等発効手続きを事務局において行い、先ほど法定どおりということでございましたので、最短で令和6年11月28日の木曜日に効力発生予定となりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

【部会長】 本専門部会の任務は終了しました。9月3日開催の第438回本審において決定していますとおり、審議会令第6条第7項により、当専門部会は、廃止します。ありがとうございました。

それでは以上をもちまして閉会します。お疲れさまでした。